

○廿日市市地区集会所維持管理補助金交付要綱

平成 2 年 4 月 1 日

告示第 3 6 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、地区住民のコミュニティ活動の推進に資することを目的として、地区集会所の維持管理を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 1 0 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(一部改正〔平成 2 6 年告示 8 4 号〕)

(交付対象)

第 2 条 補助金の交付対象となる集会所は、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日現在において存在し、かつ利用されているもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 廿日市市地区集会所使用許可に関する要綱（以下「要綱」という。）

別表に規定する集会所

(2) 町内会等が地区住民のコミュニティの場として設置している集会所。（広島県が設置した集会所、延床面積が 3 0 平方メートル以下の集会所及び集合住宅（敷地を含む。）内に設置された集会所を除く。）

(一部改正〔平成 2 6 年告示 8 4 号・3 1 年 1 1 1 号〕)

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 1 万円に、集会所の延床面積に 1 平方メートル当たり 1 0 0 円を乗じて得た額を加えた額

(2) 集会所の敷地が借地の場合は、その借地料（当該敷地を市が借地した場合の借地料の額を限度とする。）

(3) 第2条に規定する集会所のうち、廿日市市地域防災計画に基づき、市が設置する支部又は避難場所として指定されている集会所については、次の掲げる額。ただし、支部が避難場所として指定されている場合は、支部として指定されているものとする。

ア 支部 12,000円

イ 避難場所 2,000円

2 前項の規定にかかわらず、鯖浜集会所の補助金の額は別に定める。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

(一部改正〔平成26年告示84号〕)

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承諾を受けること。

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(一部改正〔平成26年告示84号〕)

(決定の通知)

第6条 規則第6条に規定する通知は、別記様式第2号によるものとする。

(一部改正〔平成26年告示84号〕)

(補助金の交付の手続の特例)

第7条 規則第24条の規定に基づき、次に掲げる手続きは省略できるものとする。

(1) 規則第12条の規定による実績報告

(2) 規則第13条の規定による補助金等の額の確定

2 前項の規定にかかわらず、市長は、規則第23条第1項の規定に準じ、補助金に係る予算の執行の適正を帰するため必要があるときに、実績の報告を求めるものとする。

(全部改正〔平成26年告示84号〕)

(帳簿の保存期限)

第8条 規則21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日告示第 号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第86号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第84号)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示による改正前の廿日市市地区集会所維持管理補助金交付要綱第7条第1項及び第2項の規定は、この告示の施行の日の前日を含む事業年度の事業報告書の提出があるまでの間は、なお効力を有する。

附 則 (平成31年4月1日告示第111号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日告示第26号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(別記)

年度地区集会所維持管理補助金交付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

集会所名 集会所
代表者住所 〒 —

代表者氏名 (TEL —) 印

年度地区集会所維持管理事業に対する補助金の交付を、次のとおり申請します。

1 集会所の所在 及び 延床面積

(所在) 廿日市市 (延床面積) m²

2 補助申請額 金 円

捨印欄

3 補助金の受取方法（口座振込）
(1) 銀行等（ゆうちょ銀行以外）

金融機関名	(○をつけてください。)									
	銀行・組合・金庫・農協・信漁連									
店 舗 名	支店									
金融機関コード					—					
預 金 種 別	当座・普通 (○をつけてください。)									
口 座 番 号										

(2) ゆうちょ銀行

※ 貯金通帳の 見開き左上 又は キャッシュカード に記載された 記号・番号 を記入してください。													
記号（左詰め で記入してください。）							番号（右詰め で記入してください。）						
					—								

◎ 口座名義は、振込みができない場合がありますので、通帳をご確認のうえ、必ず正確な名称でフリガナを記入してください。（空白、濁点などを一文字として正確にご記入ください。）

フリガナ													
口座名義													

◎ 口座名義について（いずれかに○をしてください。）

- ア 代表者本人名義
イ 代表者本人名義ではないので、受け取りを上記名義人に委任する。

4 代表者の個人情報の取扱いについて

この申請書に記載の代表者の氏名、住所、電話番号の情報を、市の内部で必要な範囲内で利用すること、一般の集会所利用者に情報提供することについて、了承します。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第6条関係）

年度地区集会所維持管理補助金交付決定通知書

代表者 集会所様

年度の地区集会所維持管理事業に対する補助金を、次のとおり交付決定します。

年 月 日

廿日市市長 (氏名) 印

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（全部改正〔平成 2 6 年告示 8 4 号〕、一部改正〔令和元年告示
2 6 号〕）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（全部改正〔平成 2 6 年告示 8 4 号〕、一部改正〔令和元年告示
2 6 号〕）